人事労務だより

2025
7

トピックス

■最新・行政の動き
■ニュース
■身近な労働法の解説
　―職場における熱中症対策の強化―
■助成金情報
■今月の業務スケジュール

◆最新・行政の動き

仕事と介護両立へ　当事者意識薄い層にも研修
厚労省・支援ツール素案

厚生労働省は、介護離職防止に向けた雇用環境整備に取り組む際のポイントを示した「実務的な支援ツール」のたたき台（素案）をまとめ、有識者研究会に提示しました。

今年４月に施行された改正育児・介護休業法では、仕事と介護の両立に向けた雇用環境整備、介護に直面した労働者が申出をした場合の個別周知・意向確認、介護に直面する前の早い段階（40 歳時）での情報提供を事業主に義務付けています。支援ツールは、改正法施行を受け、中小企業などに対し仕事と介護の両立支援に取り組む際の留意事項を分かりやすく示すものです。

素案では、当事者意識を持っていない層にも幅広く事前に情報提供・研修を行うことが重要とし、企業が取組みを効果的に行えるよう、ステップ１「前もって実施しておくべきこと」、ステップ２「社員が 40 歳になったら」、ステップ３「家族介護に直面したと言われたら」――の３段階に分けて、取組みの手順と具体的な対応を紹介しています。

ステップ１では、雇用環境整備の措置として、研修、相談窓口の設置、自社の支援制度の利用事例の収集・提供、支援制度の利用促進に関する方針の周知に取り組みます。研修を実施する場合には、労働者が必要に応じて両立支援制度を選択・利用できるよう、各制度の趣旨を正しく伝えるとともに、介護に直面した場合の申出先を周知することが重要としました。

－ 発 行 －

No.1 社会保険労務士法人

〒105-0004
東京都港区新橋２－１３－８
新橋東和ビル４階
電話：03-6457-9027
FAX：03-6457-9028
e-mail：roumu@number-1zh.jp

◆ニュース

協議ない決定違法に　下請法の改正法案が成立

協議を適切に行わない代金額決定の違法化などを盛り込んだ、改正下請法が通常国会で可決・成立しました。一部の規定を除き令和８年１月１日に施行します。政府は改正法により、適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図るとしています。

改正法では、下請事業者から価格協議の申出があったにもかかわらず、親事業者が協議に応じなかったり、必要な説明をせずに一方的に代金を決めたりする行為が新たに禁止されます。労務費などのコストが急上昇するなかで、協議を経ない価格の据え置きやコスト上昇に見合わない一方的な代金決定を防ぐのが狙いです。

衆議院の附帯決議は、改正法施行に当たり、違反があった場合は迅速・的確に対処し、どのような行為が違反となるのか具体的な基準を示すよう求めました。併せて、協議が形骸化しないための必要な措置も検討すべきとしています。

改正法はそのほか、手形払いの禁止、下請法適用の線引きに従業員数基準を追加、運送委託を対象取引に追加、用語について「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」に改める――などを内容としています。従業員数基準の新設について、同附帯決議は今後も見直しを検討し、新たな手段による適用逃れが起きないよう中小事業者との連携強化に努め、発生した場合には速やかに対策を講じるよう要請しました。

全国に気象計設置へ　暑さ指数上昇で自動警告　大東建託

大東建託㈱は来年度以降、建設現場の熱中症対策として、全国 540 の施工拠点に気象計の設置を進めます。併せて、熱中症発生の危険度を示す暑さ指数（ＷＢＧＴ値）を計測し、厳重警戒が必要な28度以上に達した際、自動的に点灯して警告を発するＬＥＤライトも備えていく考えです。

現在、東京都内の５つの現場で、試験的に気象計とＬＥＤライトを設置し、効果検証を行っています。本社と現場事務所で全国の現場が遠隔監視できるライブカメラの映像にも、気象データとＷＢＧＴ値を表示できるようにして、監視の精度を高めます。

さらに今年から、安全用品メーカーと共同開発・改良したファン付き冷却ベストを現場監督全員に貸与。協力会社にもあっ旋販売していきます。脇部分に小型冷蔵庫やパソコンの冷却装置に利用されている「ペルチェ素子」を付けることで、作業員の体温上昇の抑制を図ります。

違法な控除多い８項目紹介　食事代や駐車場代　相模原労基署

神奈川・相模原労働基準監督署は、監督指導で労使協定を締結しないまま賃金から食事代などを控除している事業場が多くみられたことから、注意喚起のリーフレットを作成しました。

リーフでは、違法な控除がみられる項目として、寮費、組合費、食事代、駐車場代、親睦会費、社内商品購入代金、会社貸付金の割賦金返済金、そのほか源泉徴収や社会保険料以外のもの、を挙げています。賃金控除に関する労使協定書の記載例も掲載しました。８項目のいずれかを控除する場合には、協定を確実に締結するよう促しました。

労働基準法第 24 条（賃金の支払）では、賃金の全額払いを規定しています。「24 条違反を指摘するケースは、故意に賃金を支払っていないものだけではない。控除に協定が必要なことを知らず、気付かず違反状態になっているケースも多い」（同労基署担当者）。とくに町工場のような小規模の製造業や、管内に集積する運送業で違反を確認しています。

同労基署によると、誤って控除している費用では、とくに食事代が多いとしました。例として、事業場周辺に飲食店がなく、配達弁当のサービスを利用し、費用を控除していた事業場を挙げました。自動

車通勤者向けの駐車場の費用も違反が多いとしています。事業場内の駐車スペースが少なく、月極駐車場を利用している事業場で違反がみられているといいます。

◆身近な労働法の解説　―職場における熱中症対策の強化―

熱中症は、屋内・屋外ともに発生しています。

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、ここ数年増加傾向にあります。熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、事業主には職場における熱中症対策の措置が義務付けられています（令和７年６月１日施行）。

1.　事業主に義務付けられる措置

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため、以下の体制整備、手順作成、関係者への周知が事業主に義務付けられています。

（１）熱中症の自覚症状を有する作業者や熱中症が生じた疑いのある作業者を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと

（２）熱中症の自覚症状を有する作業者や熱中症が生じた疑いのある作業者への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容および手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと

（３）当該体制や手順等について作業者へ周知すること

対象となる作業は、（湿球黒球温度・暑さ指数）28 度以上または気温 31℃以上の環境下で、継続して１時間以上または１日当たり４時間を超えて行われることが見込まれるものです（日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」では、WBGT28 以上 31 未満を「厳重警戒」、31 以上を「危険」としています）。

周知の一例として、「朝礼やミーティングでの周知」「会議室や休憩所など見やすい場所への掲示」「メールやイントラネットでの通知」などがありますが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わらない場合を想定し、必要に応じて複数の手段を組み合わせて行います。

熱中症のおそれのある者に対する処置は、現場の実情にあわせた対応計画・フロー図等を作成するとよいでしょう。

2.　熱中症予防対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令 7・5・20 基発 0520 第 7 号）では、以下のような対策を挙げています。

（１）作業環境管理	①WBGT 値の低減等、②休憩場所の整備等
（２）作業管理	①作業時間の短縮等、②暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）、③水分および塩分の摂取、④服装等、⑤作業中の巡視、⑥連絡体制の整備
（３）健康管理	①健康診断結果に基づく対応等、②日常の健康管理等、③労働者の健康状態の確認、④身体の状況の確認
（４）労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法（（１）～（４）までの熱中症予防対策を含む）、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例

（５）救急処置　　①緊急連絡網の作成および周知、②救急措置

◆助成金情報

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

IT 分野の未経験者を即戦力化するための訓練等を実施した場合や、労働者が自発的に受講した訓練費用を事業主が負担した場合等に助成をすることにより、企業内における人材育成を促進することを目的としています。

<table>
<tr><th rowspan="2">訓練メニュー</th><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">対象訓練</th><th colspan="2">経費助成率</th><th colspan="2">賃金助成額</th><th colspan="2">OJT 実施助成額</th></tr>
<tr><th>中小企業</th><th>大企業</th><th>中小企業</th><th>大企業</th><th>中小企業</th><th>大企業</th></tr>
<tr><td>高度デジタル人材訓練</td><td rowspan="2">正規
非正規</td><td>高度デジタル（IT スキル標準（ITSS）・DX 推進スキル標準（DSS-P）レベル 3・4 等）</td><td>75%</td><td>60%</td><td>1,000 円</td><td>500 円</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>成長分野等人材訓練</td><td>海外も含む大学院での訓練</td><td colspan="2">75%</td><td colspan="2">国内大学院の場合
1,000 円</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>情報技術分野認定実習併用職業訓練</td><td>正規
非正規</td><td>OFF-JT+OJT の組み合わせの訓練（IT 分野関連の訓練）</td><td>60%
（+15%）</td><td>45%
（+15%）</td><td>800 円
（+200 円）</td><td>400 円
（+100 円）</td><td>20 万円
（+5 万円）</td><td>11 万円
（+3 万円）</td></tr>
<tr><td>定額制訓練</td><td>正規
非正規</td><td>「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）</td><td>60%
（+15%）</td><td>45%
（+15%）</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>自発的職業能力開発訓練</td><td>正規
非正規</td><td>労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練</td><td colspan="2">45%
（+15%）</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長期教育訓練休暇等制度</td><td rowspan="2">正規
非正規</td><td>長期教育訓練休暇制度（30 日以上の休暇取得）</td><td colspan="2">制度導入経費
20 万円
（+4 万円）</td><td>1,000 円
（－）</td><td>800 円
（+200 円）</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>所定労働時間の短縮と所定</td><td colspan="2">制度導入経費
20 万円
（+4 万円）</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

		外労働時間の免除制度			

・（）内の助成率（額）は、賃金要件または資格手当要件（※）を満たした場合の率（額）です。なお、「高度デジタル人材訓練」と「成長分野等人材訓練」については、あらかじめ高率助成としているため賃金要件、資格等手当要件はありません。

※人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金では、企業における賃金加算の取組みを支援するため、賃金を向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行っています。具体的には、申請する事業所が次の比較方法で比較した「賃金要件」または「資格手当要件」のいずれかを満たしている場合に助成額を割増します。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の場合、事後的に賃金要件または資格等手当要件のいずれかを満たした場合に別途申請し、割増分を追加で受給することができます。

■「賃金要件」の比較方法

毎月決まって支払われる賃金について、訓練終了日の翌日から起算して１年以内に、５%以上増加させていること。

■「資格等手当要件」の比較方法

資格等手当の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、訓練修了後の翌日から起算して１年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、毎月決まって支払われる賃金を３%以上増加させていること。

・賃金助成額は、１人１時間当たりの額です。OJT 実施助成額は、１人１訓練当たりの額（定額）です。

※　制度の詳細は厚生労働省 HP「事業主のための雇用関係助成金・人材開発支援助成金」をご参照ください。

◆今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・ 行事
●６月分の社会保険料の納付 ●６月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付 ●労働保険の年度更新　申告・納付（６月２日から７月 10 日） 労働保険料（第１期分）の納付（延納申請をした場合） ●労働者死傷病報告の提出（休業４日未満の労働災害等、４～６月分） ●社会保険の算定基礎届の提出 ●賞与支払届の届出 ●高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出	●全国安全週間 ●お中元の準備・発送 ●暑中見舞いの準備・発送